

(別記第9号様式) *両面印刷

返 還 猶 予 申 請 書

年 月 日

東京都社会福祉協議会会長 様

修学生番号

住所 〒 -

氏名

Ⓜ

TEL - -

養成施設名

下記のとおり保育士修学資金について返還猶予を申請します。

貸付期間	累計借入額	返還猶予申請期間 *西暦で記入
年 月～ 年 月	円	年 月～ 年 月
猶予理由 *該当番号に○ を付ける ()の該 当理由にも○ をつける	1 在学中(貸付辞退後、貸付終了後、卒業延期等) 【添付書類】養成施設在学届(別記第10号様式)、在学証明書 2 保育士業務に従事中 【添付書類】保育士業務従事届(別記第11号様式)[養成施設卒業時は添付不要] 3 やむを得ない事由による(災害、疾病、負傷、出産、介護、人事異動ほか) 【添付書類】当該事実を証明する書類 4 その他	
説明 *具体的に		

*上記において2または3の「人事異動ほか」を選択された場合は、必ず下記従事先の証明を受けること
(↑以上は修学生が記入)

(↓以下は従事先施設が記入・証明)

名称	施設名： (法人名：)
施設等種別 ※1	職種 ※2
所在地	〒 - TEL - -
従事開始日	年 月 日 雇用形態 常勤・非常勤

※1 本事業の対象種別でない場合、返還猶予の対象外です。修学生と裏面をご確認ください。

※2 「保育士」、「保育教諭」、「児童の保護」以外は基本的に対象外です。修学生と裏面をご確認ください。

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

東京都社会福祉協議会会長 様

従 事 先
管 理 者 職 名

氏 名

社判

※法人名と施設名どちらの証明でも構いません(押印は必須)。

※派遣の場合、派遣元と派遣先どちらの証明でも構いません。

(別記第9号様式裏面)

※修学生におかれましては、従事先施設への依頼時等に本裏面ご活用ください。〈猶予について〉は全員ご確認ください。

※従事先施設におかれましては、証明に際し必要に応じてご確認をお願いします。

＜保育士修学資金とは＞

保育士養成施設の学生に修学資金を貸付けて修学を容易にすることにより、保育士の養成・確保に資することを目的とする制度です。養成施設卒業後1年以内に保育士登録を行い、東京都内の従事先施設等で5年間継続して保育士業務に従事した場合に返還が免除されます。

本申請書は修学生（本制度を利用した本人）の保育士業務への従事の状態を確認するために、修学生が東京都社会福祉協議会に提出するものです。従事先施設におかれましては従事の状態の証明にご協力をいただきたく、お願いいたします。

＜猶予について＞ 東京都社会福祉協議会保育士修学資金貸付等事業規則より

(返還の債務の履行猶予)

第13条 次の各号に該当する場合は返還債務の履行を猶予する。

(1) 当然猶予

会長は、保育士修学資金の貸付対象者が、修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、保育士修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(2) 裁量猶予

会長は、修学資金等の貸付対象者又は保育補助者（以下「貸付対象者等」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金等の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- ① 東京都の区域内において第11条第1項の(1)から(4)までに規定する業務に従事しているとき。
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

＜施設等種別（※1）について＞

本事業の対象種別でない場合、返還猶予（本申請書の証明）の対象外です。具体的な対象種別は、東京都福祉人材センターのWebページに掲載している「申込みのしおり」の「従事先施設等一覧」にて確認することができます。

例えば、「認可保育所」、「認証保育所」、「認可外保育所」、「認定こども園」は対象です（その他の対象種別については「従事先施設等一覧」参照）。「幼稚園」の場合は預かり保育の常時実施等細かな追加要件がありますので、必ず「従事先施設等一覧」をご確認ください。

◆東京都福祉人材センターWebページ（保育士修学資金）ご案内◆

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/kashitsuke-hoiku.html>

- ① 「フクシロウ」で検索し、人材センターホームページのトップページを開く
- ② 下にスクロールして「福祉人材のための資金貸付事業」というピンクの枠をクリック
- ③ 資金一覧から「保育士修学資金」をクリック
- ④ PDFで掲載されている「申込みのしおり」を確認

＜職種（※2）について＞

保育士業務以外（例えば調理、事務等）で従事している場合、返還猶予（本申請書の証明）の対象外です。職種欄を「保育士」、「保育教諭」、「児童の保護」として証明できない場合（「保育士」、「保育教諭」、「児童の保護」の業務に従事していない場合）は基本的に対象外です。